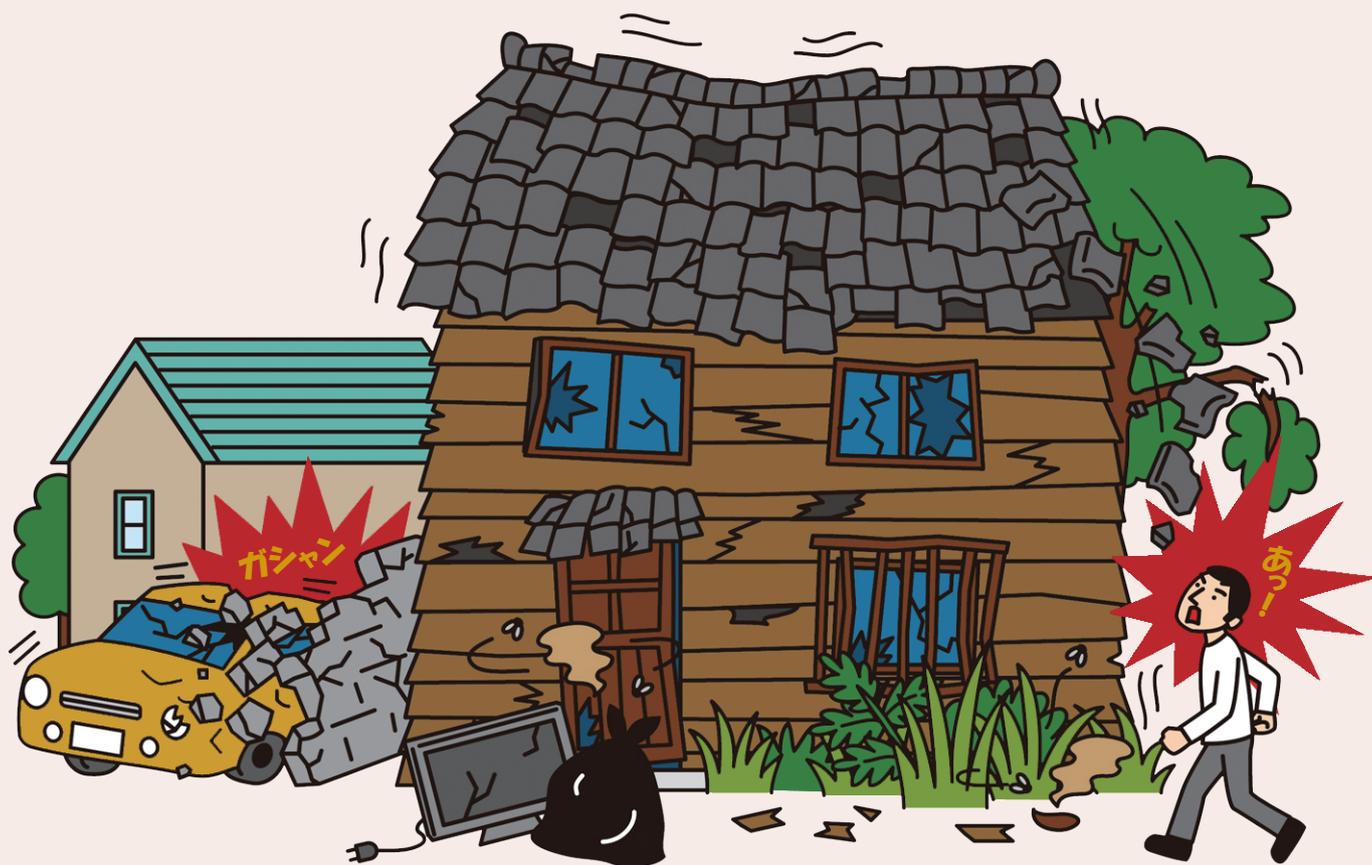


# 維持管理を怠ったあなたの空家等が 災害や事故、環境悪化の 原因となるかもしれません!



平成27年5月『空家等対策の推進に関する特別措置法』が施行されたことを受け、本市では平成29年4月に『福岡市空家等の適切な管理に関する条例』を改正・施行しました。

本市は**法律及び条例に基づき**、所有者等(相続人を含む)の方に、

**空家等の適切な管理を今まで以上に強く求める**こととなります。

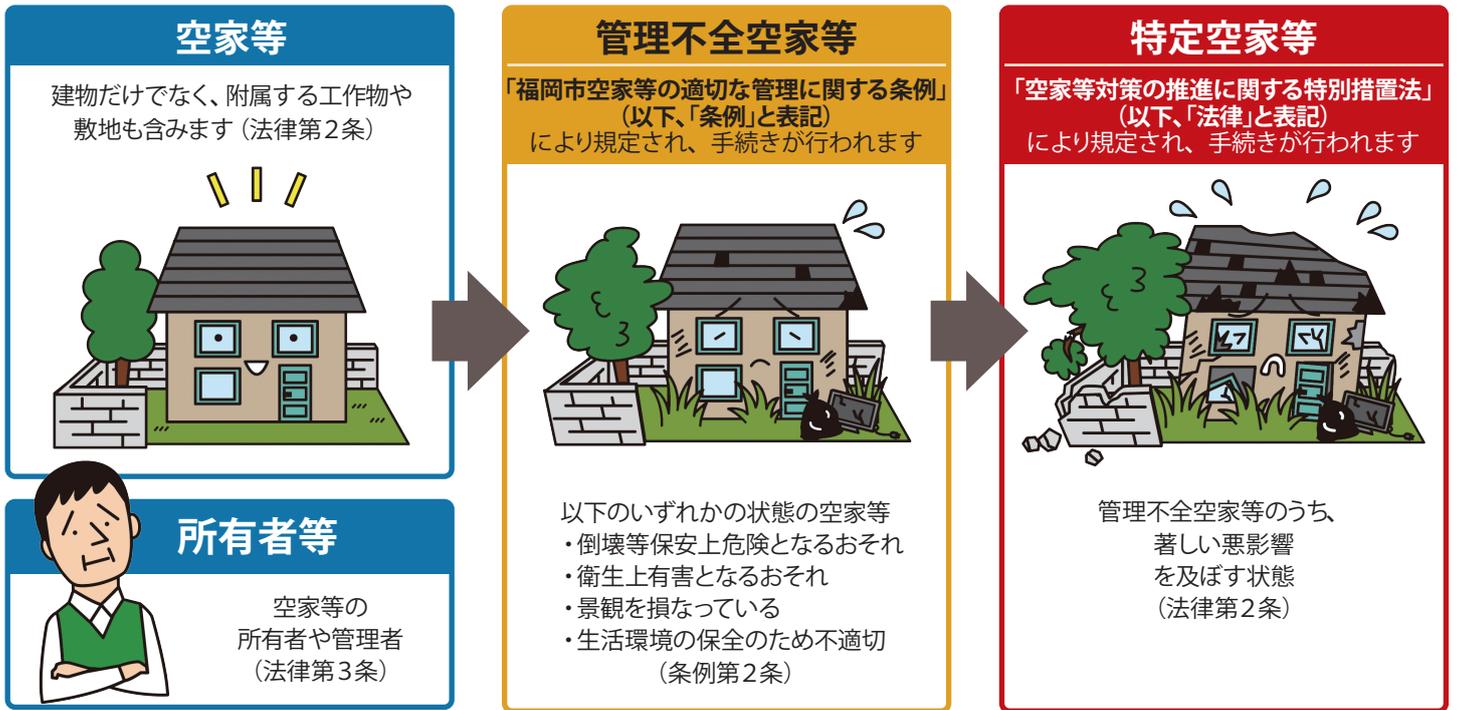
所有者等の方は、法律及び条例に従い、空家等を放置せず適正な管理をお願いします。



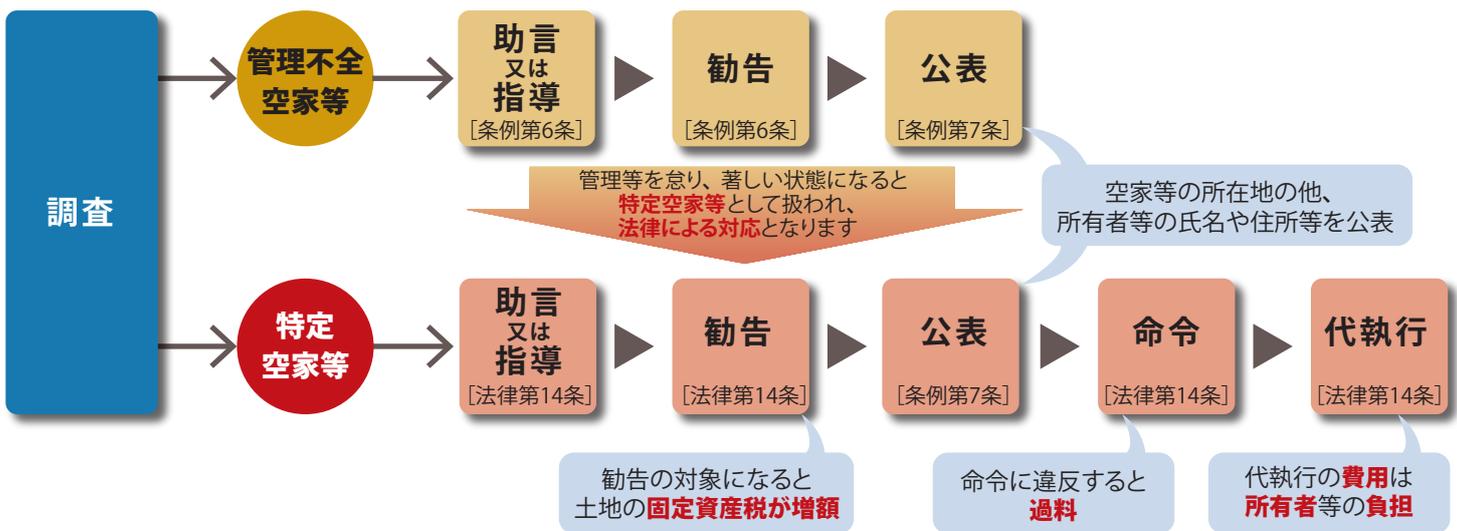
**空家等を適切に管理しないで、近隣の方々や通行の方々等に  
危害や被害を与えると損害賠償を求められる可能性があります。**

【参考】民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任) 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じさせたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。(抜粋)

# 法律や条例の対象となる空家等について



## 市の対応の流れ



### 各種相談先の一例 (市が斡旋するものではありません)

建物の解体について	一般社団法人 <b>福岡県解体工事業協会</b>	TEL ; 092-552-6851	FAX ; 092-552-6853
建物の修繕・リフォームについて	一般社団法人 <b>福岡県住宅リフォーム協会</b>		フリーダイヤル ; 0120-782-783
不動産取引について	公益社団法人 <b>福岡県宅地建物取引業協会</b>		TEL ; 092-631-1717
弁護士による不動産、相続などの法律相談	<b>福岡市市民相談室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁 TEL; 092-711-4019</li> <li>・中央区役所 TEL; 092-718-1014</li> <li>・早良区役所 TEL; 092-833-4308</li> <li>・東区役所 TEL; 092-645-1011</li> <li>・南区役所 TEL; 092-559-5010</li> <li>・西区役所 TEL; 092-895-7008</li> <li>・博多区役所 TEL; 092-419-1013</li> <li>・城南区役所 TEL; 092-833-4010</li> </ul>	※法律相談の実施日は、各相談室にお問い合わせください。	
住まいの一般相談	<b>福岡市住宅相談コーナー</b> (市役所本庁3階)	※特別相談 (不動産、法律等) は予約が必要です。 TEL ; 092-711-4808	

### 法律・条例全般についてのご相談・お問い合わせ

福岡市住宅都市局 建築物安全推進課 **TEL; 092-711-4574 FAX; 092-733-5584**